

兵庫県公報

令和6年3月12日 火曜日 第497号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 3
- 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）…………… 3
- 土地改良区役員の退任の届出（同）…………… 3
- 同 上（同）…………… 4
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）…………… 4
- 同 上（同）…………… 4
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 7
- 保安林の指定（治山課）…………… 8
- 保安林の指定予定（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 9
- 保安林の指定施業要件の変更（同）…………… 9
- 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）…………… 10
- 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）…………… 11
- 阪神間都市計画緑地事業の認可（同）…………… 11

公 告

- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…………… 11

告 示

兵庫県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
芦屋まっおクリニック	芦屋市西山町11-18 CH.158. BLDG. ASHIYA GAWA 2階 201号	令和6年2月1日
医療法人四つ葉会よつば会クリニック 伊丹院	伊丹市藤ノ木1-1-1 イオンモール伊丹4階	令和5年12月31日

医療法人吉生会 やさか眼科クリニック	豊岡市日高町国分寺647-1	令和6年1月1日
介護看護あんしんサポートセンター豊岡	同 市京町5-21	同
岡田クリニック	加古川市西神吉町岸177-8 2階	同 年2月1日
くみ眼科クリニック	同 市東神吉町神吉921	同
キリン堂薬局 加古川神吉店	同 市東神吉町神吉917-1	同
キリン堂薬局 宝塚山本南店	宝塚市山本南2-13-7	同
あだち眼科	加西市北条町古坂7-23	同 年1月1日
ひめじほほえみ訪問看護ステーション北播磨	同 市北条町横尾472-1	令和5年12月1日
養父市国民健康保険出合診療所	養父市出合198-2	同 月18日
垣内歯科医院	宍粟市波賀町上野831-9	令和6年1月1日
磯貝歯科医院	加東市木梨1134-252	同
あさはら歯科	加古郡播磨町北本荘2-3-24	同
藤川医院	神崎郡市川町屋形520-1	同



兵庫県告示第176号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
よつば会クリニック伊丹院	伊丹市藤ノ木1-1-1 イオンモール伊丹4階
やさか眼科クリニック	豊岡市日高町国分寺647-1
崇高クリニック	加古川市野口町野口129-67
はやし耳鼻咽喉科・頭頸部外科	同 市加古川町稲屋1-1
サクラ薬局	宝塚市南口2-14-1-1
あだち眼科	加西市北条町古坂7-23
養父市国民健康保険出合診療所	養父市出合223-2
垣内歯科医院	宍粟市波賀町上野831-9
あさはら歯科	加古郡播磨町北本荘2-3-24
藤川医院	神崎郡市川町屋形520-1



兵庫県告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
野村医院	揖保郡太子町東保134-1



兵庫県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小寺 修平	からだ接骨院デュオこうべ院	神戸市中央区東川崎町1-2-3デュオこうべ浜の手53番区画	令和6年1月17日
山田 大輔	アイリスはりきゅう治療院 守口院	大阪府守口市八雲東町2-53-5-201	同 月26日
	アイリスはりきゅう治療院 南堀江院	大阪市西区南堀江2-11-11-101	同
高津 侑希	RELUNA整骨院	淡路市郡家284-6	同 年2月1日



兵庫県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

本郷土地改良区

就任役員

役員の区分

氏名

住所

監事

細見敏之

丹波篠山市本郷1073番地



兵庫県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

東高室土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松尾博幸	加西市北条町東高室526番地の1



兵庫県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

小野市三井堰土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤井桂	小野市粟生町820番地



兵庫県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市小名田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	森 悟	神戸市北区八多町下小名田1064番地の2
同	小林 一樹	同 市同区八多町下小名田873番地の5
同	小林 仁	同 市同区八多町下小名田499番地
同	山角 盟	同 市同区八多町下小名田418番地
同	森 丈実	同 市同区八多町下小名田594番地
同	廣畑博実	同 市同区八多町下小名田23番地の1
監事	岡那隆司	同 市同区八多町下小名田850番地の2
同	森 裕之	同 市同区八多町下小名田597番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	森 悟	神戸市北区八多町下小名田1064番地の2
同	小林 一樹	同 市同区八多町下小名田873番地の5
同	小林 仁	同 市同区八多町下小名田499番地
同	山角 盟	同 市同区八多町下小名田418番地
同	森 丈実	同 市同区八多町下小名田594番地
同	廣畑博実	同 市同区八多町下小名田23番地の1
監事	岡那隆司	同 市同区八多町下小名田850番地の2
同	森 裕之	同 市同区八多町下小名田597番地の1



兵庫県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

前 川 孝 之

稲 岡 義 則

岸 本 磐 三

井 上 保 則

荻 内 晴 彦

藤 原 眞 之

山 河 民 弘

山 河 稔 之

原 戸 末 喜

杉 田 英 雄

稲 田 豊

藤 野 勝 彦

栗 林 憲 明

杉 田 道 明

原 戸 聡 志

住 所

加古川市上荘町小野891番地

同 市上荘町小野294番地

同 市上荘町薬栗365番地

同 市上荘町薬栗389番地

同 市上荘町都染443番地の1

同 市上荘町都染408番地

同 市上荘町見土呂437番地の2

同 市上荘町見土呂238番地

同 市上荘町井ノ口648番地の1

同 市上荘町国包854番地

同 市上荘町井ノ口428番地の2

同 市上荘町井ノ口443番地の2

同 市上荘町白沢22番地

同 市上荘町国包863番地

同 市上荘町井ノ口710番地の1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

高 見 秀 昭

前 川 武 俊

岡 田 勝 広

井 上 保 則

荻 内 晴 彦

吉 岡 康 男

山 河 民 弘

山 河 稔 之

岡 田 康 男

杉 田 英 雄

稲 田 豊

藤 野 勝 彦

稲 岡 克 巳

杉 田 道 明

原 戸 聡 志

玉 川 英 樹

住 所

加古川市上荘町小野411番地の2

同 市上荘町小野904番地の1

同 市上荘町薬栗377番地の1

同 市上荘町薬栗389番地

同 市上荘町都染443番地の1

同 市上荘町都染431番地

同 市上荘町見土呂437番地の2

同 市上荘町見土呂238番地

同 市上荘町井ノ口577番地

同 市上荘町国包854番地

同 市上荘町井ノ口428番地の2

同 市上荘町井ノ口443番地の2

同 市上荘町白沢144番地

同 市上荘町国包863番地

同 市上荘町井ノ口710番地の1

同 市上荘町都染493番地

兵庫県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

道場堰土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

氏 名

植 村 隆 雄

坂 口 讓 治

足 立 政 隆

安 東 良 高

金 谷 保 利

沖 野 敬 義

住 所

豊岡市日高町山本204番地

同 市日高町祢布351番地

同 市日高町祢布1332番地の2

同 市日高町久斗723番地

同 市日高町道場9番地の1

同 市日高町鶴岡885番地

同	北 田 健 三	同	市日高町鶴岡616番地の4
同	坂 本 藤 男	同	市日高町松岡287番地の1
同	溝 尻 卓 夫	同	市日高町土居388番地の3
同	西 村 重 喜	同	市日高町府中新12番地
同	藤 本 悦 二	同	市日高町猪ノ爪323番地
監 事	小田垣 守	同	市日高町国分寺673番地
同	菅 村 清	同	市日高町府市場408番地
同	三 木 武 行	同	市日高町夏栗142番地の1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

坂 本 藤 男

安 東 良 高

足 立 政 隆

成 田 浩 一

吉 谷 守

北 村 忠 夫

北 田 健 三

吉 田 博

戸 田 一 夫

宮 下 悦 男

長谷川 正 明

尾 藤 光

小田垣 健 裕

橋 本 義 明

住 所

豊岡市日高町松岡287番地の1

同 市日高町久斗723番地

同 市日高町祢布1332番地の2

同 市日高町夏栗653番地

同 市日高町祢布46番地

同 市日高町鶴岡891番地

同 市日高町鶴岡616番地の4

同 市日高町山本371番地の1

同 市日高町土居654番地

同 市日高町竹貫462番地の2

同 市日高町奈佐路716番地

同 市日高町府市場651番地

同 市日高町国分寺579番地の1

同 市日高町府中新27番地



兵庫県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

同

氏 名

中 南 章 典

酒 井 芳 孝

福 井 美 俊

波 部 康 則

津 田 純 夫

中 野 廣 己

小 畠 義 久

松 本 章 宏

向 井 正 好

溝 畑 忠 雄

土 佐 治 重

小 畠 正 和

住 所

丹波篠山市井ノ上258番地3

同 市井ノ上263番地3

同 市宮ノ前303番地

同 市小中258番地

同 市辻962番地3

同 市辻3番地1

神戸市東灘区田中町3丁目5番14号

丹波篠山市井ノ上25番地

同 市宮ノ前263番地

同 市小中233番地

同 市辻869番地1

尼崎市久々知2丁目3番8号

アヴェニール塚口204号

就任役員

役員の区分

理 事

同

氏 名

中 南 章 典

酒 井 芳 孝

住 所

丹波篠山市井ノ上258番地3

同 市井ノ上263番地3

同	川 口 浩 樹	宝塚市山本丸橋2丁目25番1-103号
同	波 部 康 則	丹波篠山市小中258番地
同	津 田 純 夫	同 市辻962番地3
同	中 野 廣 己	同 市辻3番地1
同	小 畠 義 久	神戸市東灘区田中町3丁目5番14号
監 事	松 本 章 宏	丹波篠山市井ノ上25番地
同	荒 木 博	同 市宮ノ前551番地
同	溝 畑 忠 雄	同 市小中233番地
同	西 田 光	同 市辻615番地
同	小 畠 正 和	尼崎市久々知2丁目3番8号 アヴェニール塚口204号
同	向 井 義 則	丹波篠山市杉51番地1



兵庫県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

小路谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	笹 本 勝	洲本市小路谷212番地
同	真 浦 治	同 市小路谷271番地
同	空 山 満 夫	同 市小路谷944番地
同	谷 信 夫	同 市小路谷422番地
同	中 谷 実	同 市小路谷961番地
監 事	瀬 原 威	同 市小路谷585番地
同	小 谷 秀 男	同 市小路谷622番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	笹 本 佳 治	洲本市小路谷212番地
同	三 浦 史 江	同 市小路谷271番地
同	空 山 博 昭	同 市小路谷944番地
同	谷 克 明	同 市小路谷422番地
同	立 花 元 進	同 市小路谷363番地
監 事	瀬 原 雅 史	同 市小路谷585番地
同	小 谷 喜代香	同 市小路谷622番地



兵庫県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

生田大坪土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 田 昭 男	淡路市生田大坪338番地
同	笠 松 亘	同 市室津585番地
同	杭 田 利 幸	同 市生田大坪378番地

同	繁 田 浩 市	同	市生田大坪570番地
同	中 島 昭 詞	同	市生田大坪134番地
同	川 端 伸 幸	同	市生田大坪525番地 3
同	大 霜 幸 平	同	市生田大坪242番地 2
同	高 田 功	同	市生田大坪387番地
同	山 本 秀 明	同	市久留麻 5 番地 2 東浦ロイヤルハイツ101号
同	高 田 幸 彦	同	市室津559番地 2
監 事	高 田 晴 代	同	市室津538番地
同	奥 田 好	同	市生田大坪165番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 田 昭 男	淡路市生田大坪338番地
同	笠 松 亘	同 市室津585番地
同	杭 田 利 幸	同 市生田大坪378番地
同	繁 田 浩 市	同 市生田大坪570番地
同	中 島 昭 詞	同 市生田大坪134番地
同	川 端 伸 幸	同 市生田大坪525番地 3
同	大 霜 幸 平	同 市生田大坪242番地 2
同	山 本 秀 明	同 市久留麻 5 番地 2 東浦ロイヤルハイツ101号
同	高 田 幸 彦	同 市室津559番地 2
同	村 上 勉	同 市生田大坪127番地
監 事	高 田 晴 代	同 市室津538番地
同	奥 田 好	同 市生田大坪165番地
同	峠 康 史	同 市富島1858番地サンハイツ富島201

兵庫県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区福岡字川向216の1・1041の1・1041の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1026、1027
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川向216の1、1026、1027、1041の1、1041の2
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第189号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町加都字連願寺49から54まで、55の1、56、60、63、字小谷1375、1376、1377の1、1377の2、1378、1379、1380の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字連願寺56・60・63（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、字小谷1375・1376・1377の1・1377の2・1380の1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町八千代区下三原字向694の2から694の4まで、694の7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向694の2・694の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区大谷字山目1471の1から1471の3まで、村岡区味取字久津950、950の1、951、951

の1、959の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字ミノリ126の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ミノリ126の2 (次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

川西市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 川西市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和43年12月28日から平成37年3月31日まで

変更後 昭和43年12月28日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



兵庫県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
4.4.302西宮中央運動公園
- 3 事業施行期間
令和6年3月12日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市河原町地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画緑地事業
3号 大物川緑道
- 3 事業施行期間
令和6年3月12日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東大物町1丁目、大物町1丁目及び2丁目、東本町4丁目並びに南城内地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字前田1695番8、1697番、1698番、1699番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神崎郡福崎町西田原1946番地1
藤澤工業株式会社 代表取締役 藤澤 一 步
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年7月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－7号（5福崎）